

快適・安心に暮らす

省エネ住宅のススメ

省エネ住宅とは

省エネ性能に関する2つの基準

1 住まいの熱を快適にコントロールできること!

屋根・外壁・窓などの断熱の性能に関する基準があります。
(外皮基準)

屋根や壁を断熱材や高断熱窓でくるんで、魔法瓶のような構造にするんですね



2 住まいのエネルギーを賢く使えること!

暖冷房、換気、給湯、照明など住宅で使うエネルギー消費量に関する基準があります。
(一次エネルギー消費量基準)



高効率のエアコンや給湯器、LED照明にして、エネルギーを上手に使うんですね!

省エネ住宅のメリット

メリット① 環境&家計に優しい



省エネ性能の高い家電や照明、効率の良い給湯器など最新の機器・設備を導入することでエネルギーの使用を削減でき、環境も家計もプラスに。
また、太陽光発電などでエネルギーを作り出せば、さらに省エネです。

メリット③ 毎日の健康な暮らしを



断熱性能が高く暖かい住宅は、ヒートショックの防止、高血圧症の防止など、住まい手の健康作りにつながります。

メリット② 一年中快適な空間に



断熱性能が高いと部屋の中が均一に同じ温度に保たれ、一年中、24時間快適に過ごすことができます。

メリット④ 災害時も頼りに



太陽光発電システムや家庭用蓄電池などを備えておけば、停電時や災害時など、もしもの時に頼りになります。

省エネ住宅のメリットやポイントの詳細情報はこちら

省エネ住宅のススメ

検索

<http://shoene-jutaku.jp>

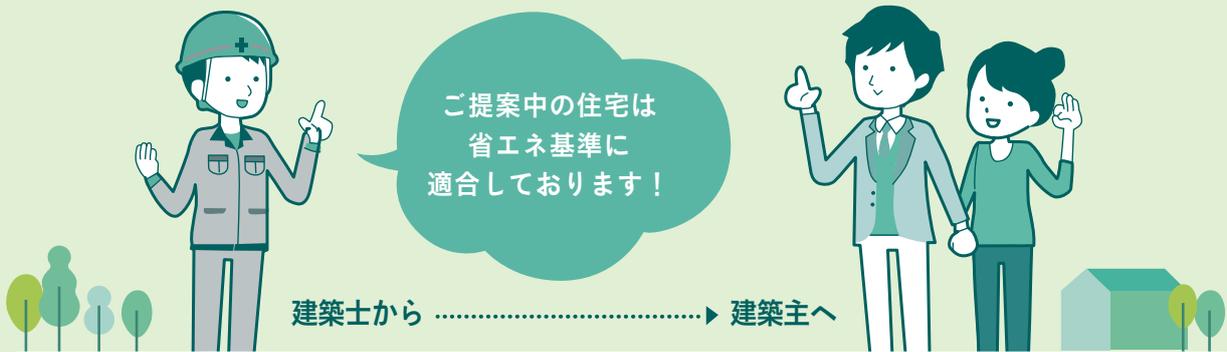


説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」で義務付けられています。

また、建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が同じ法律で課せられています。建築士から積極的に説明を求めて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

※建築主が説明を希望しない旨の意思表示をした場合、建築士から説明は行われません。



説明内容

- ① 省エネ基準への適否
- ② (省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための措置の内容

制度・省エネ基準に関するご質問は
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

省エネサポートセンター
☎フリーダイヤル **0120-882-177**
(受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30)

設計・工事監理に関するご質問は
一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会

建築物省エネ アシストセンター
TEL : **03-5276-3535**
(受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00)

建築士からの省エネ性能の説明に関するご相談は
各地域の建築士事務所協会

電話番号は で
※不明な場合は、日本建築士事務所協会連合会へ問合せください。
TEL : 03-3552-1281 URL : <http://www.njr.or.jp/>

その他、住宅に関するトラブルのご相談は
公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル **0570-016-100**
※一部のIP電話からは、03-3556-5147
(受付時間：平日 10:00～17:00)

省エネ基準への適合を希望します 氏名

建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい。

建築士の氏名 殿 年 月 日

建築士 登録 第 号

建築主の氏名

建築物の所在地

評価及び説明を要しません